

## 会議結果報告書

- 1 会議の名称  
第9回光市都市計画審議会
- 2 開催日時  
平成25年11月1日（金） 午前10時から午前11時10分まで
- 3 開催場所  
光市役所3階 大会議室1・2号
- 4 出席人数  
光市都市計画審議会委員 22人中19人
- 5 傍聴  
なし
- 6 公開・非公開の別  
公開
- 7 会議の議事録（要旨）

(1) 会長あいさつ

みなさん、おはようございます。

ご紹介いただきました、都市計画審議会会長を仰せつかっております、棟近と申します。

10月に入りまして、秋は来ないのかというような30度近い日が毎日のように続き、また、台風は来るなど日本はどうなるのかなという思いをしていました。本当に伊豆大島、山口県北部、それから、京都と日本列島が自然にズタズタにされた思いがしております。そして、やっと秋らしい季節がやってまいりました。

今日は、第9回光市都市計画審議会ということで、大変お忙しい中、皆様方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年、一昨年と、「緑の基本計画」あるいは、「都市計画マスタープラン」の審議ということで、皆様方のご心労を煩わせたりいたしました。今回の会議は、室積地区住民の待望の公民館建設に関わる都市計画の変更、あるいは、光市の景観計画の策定ということでの議案が審議されるということで

す。

どうぞ、皆様方のご意見を十分お出しただいて、実りある審議会にしていければと思います。冒頭にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

## (2) 定数報告

本会の委員 22 人中、19 人出席があり、2 分の 1 以上の委員の出席があるため、本会議は成立

(光市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定による)

## (3) 会議録署名人の指名

会長及び会長が指名する 2 人の委員として、田村委員、畠堀委員を指名

(光市都市計画審議会規則第 10 条第 2 項の規定による)

## (4) 議事

### 【議案第 1 号】周南都市計画公園の変更について (光市決定)

室積地区のコミュニティ活動等の拠点となる (仮称) 室積コミュニティセンターの整備など、周辺施設と併せた公園の再整備をすすめるため、公園区域の一部を変更。

・質疑

なし

・採決

原案のとおり可決

### 【議案第 2 号】周南都市計画臨港地区の変更について (山口県決定)

周南都市計画臨港地区の光市に位置する臨港地区の名称を「光臨港地区」から「島田臨港地区」と「光井臨港地区」の 2 つに改め、港湾機能が十分に発揮できる環境を維持していくため、新たに生じた土地の区域等を追加。

・質疑

なし

・採決

異議なし

### 【議案第 3 号】景観計画の策定について (光市策定)

平成 17 年 6 月に景観法の規定による「景観行政団体」となり、平成

22年3月には景観まちづくりをすすめることなどを基本理念とした「光市景観条例」を制定。今回、この取組みを経て、景観法に基づく「良好な景観の形成に関する計画」いわゆる「景観計画」を策定。

・質疑

質問①：制定、施行はいつ頃の予定か？

回答①：目標として、条例の制定は今年度。運用開始は一定期間の周知を必要とするため、来年度半ばあたりを考えている。

質問②：景観形成の基準に具体的な数字がないため、内容がわからない。実際の施行時には、できるだけ具体的に記載していただきたい。

回答②：緩やかな規制を行うということで、基準が抽象的な表現とし、数値による基準を設けていない。景観に影響をあたえるであろう、比較的大規模な建築物の場合、建築確認とは別に届出をしていただき、景観形成の基準にあてはまるように努力していただくという位置づけである。

今後、市民の皆さまや事業者の方々にわかりやすく、お伝えできるよう、解説・例示する「景観形成ガイドラン」を計画策定後につくっていききたい。

質問③：規模によっては、届出不要のことだが、事前にどのくらいの規模まで指導されるのか教えていただきたい。

回答③：景観形成の基準はエリアごとに異なる基準を設けて、まちの特性に応じて、一定の誘導を図っていくこともできるが、光市は、エリアの区分を設けず、市全域で緩やかな誘導という考え方の下、一定規模以上の建築物や工作物を届出対象としている。一定規模に満たない、比較的小規模な建築物等については、届出が不要なため、指導はできないと思っている。

質問④：自然景観について、市内各所に山が竹林で覆われていたり、休耕田に雑草が生い茂ったりと、良い景観ではないと思う。景観計画ではどのように考えているのか。また、条例制定に向けて、どういう取組みを行っているかお聞きしたい。

回答④：ご指摘のような状況は誰もが好ましくないと思うだろう。しかしながら、休耕田や山林そのものは景観計画の規制の対象にはなっていない。ただし、計画策定を機に、まわりの人や

環境とかの調和、共存、バランスが大切だと再認識していただきたい。

- 質問⑤：(1) 序章においては全般的に良い。しかし、景観というのはそのまちの知性と感性を試されるものであるので、もう少し表現に強さが欲しい。
- ：(2) 3ページ下段の(2)目的が、どこか客観的という感じがする。やはり、光市において、景観計画の目的をもう少し踏み込んだ、意気込みを感じるような表現にしてほしい。
- ：(3) 道路においては、植栽やサインだけではなく、人や車それぞれの安全という視点も景観の一部だと思っている。今後、建物やそれに附属する塀などの工作物に対して、安全の確保が良好な景観形成だという視点を検討していただきたい。
- ：(4) 景観重要公共施設の例示に公共建築物を含めることはできないか。光市の公共建築のあり方を指し示す文言をどこかに求めたい。

回答⑤：いろんな視点からのご意見、ご提言をいただき、今後、検討していく。

質疑⑥：浅江のレッツがトライアルに変わると聞いたが、26、27ページの制限を全てクリアしてからの出店と考えていいのか。

回答⑥：まだ計画を策定していない。施行中の建築行為や開発行為には、景観計画は適用されない。

・採決

おおむね妥当。